

京都市上下水道局告示第59号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第2号の規定に基づき商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年3月25日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市西京区上桂北ノ口町246番2

株式会社DAIWA

代表取締役 新 康夫

2 変更事項

(商号の変更)

株式会社大和設備工業 から 株式会社DAIWA に変更

(上下水道局下水道部管理課)